

特 記 仕 様 書

ＬＥＤ照明器具等は次の条件の全てを満たす製品であること。

1 適用範囲

この仕様書におけるＬＥＤ照明器具は、ＬＥＤ専用設計された器具であり、従来の蛍光灯照明器具に直管形ＬＥＤ照明を取り付けたものは適用範囲外とする。また、照明器具及び光源（ＬＥＤ）は未使用品であり、光源（ＬＥＤ）の寿命は 40,000 時間以上の製品であること。

2 適用企画

この仕様書において特に規定がないものは、次の規格に準拠するものとする。

(1) 準拠規格

ア J I S C 8 1 5 0 - 1 「照明器具－第 1 部 安全性要求事項通則」

イ J I S C 8 1 5 4 「一般照明ＬＥＤモジュール－安全仕様」

ウ J I S C 8 1 5 5 「一般照明ＬＥＤモジュール－性能要求事項」

(2) 参考規格

ア J I S C 8 1 5 2 照明用白色ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法

イ J I S C 8 1 0 5 - 3 「照明器具－第 3 部 性能要求事項通則」

3 構造

(1) ＬＥＤ照明器具は設置場所における使用環境に耐え得る構造であること。

(2) ＬＥＤ照明器具は電気用品安全法（ＰＥＳ法）の認定を受けＰＳＥマーク付きのものとすること。

(3) ＬＥＤ制御装置は照明器具内に内蔵とする。

4 その他

(1) ＬＥＤ照明器具等のメーカーは、一般社団法人日本照明工業会に入会していること。

(2) ＬＥＤ照明器具等のメーカーは、照明器具の製造・販売の実績が 10 年以上であること。

(3) ＬＥＤ照明器具の保証期間は 5 年以上とする。保証期間中に不点灯になるなど故障が発生した場合には、必要に応じて新品の照明器具への交換作業を行うこと。ただし、常用照明器具及び誘導灯に内蔵されている蓄電池については、消耗品のため、保証の対象外とする。